

## 不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	経済部 中央卸売市場	
不利益処分名	改善措置命令	
根 拠 法 令	徳島市中央卸売市場業務条例	
根 拠 条 項	第71条	
連 絡 先	(電話 628 - 2759 )	
処 分 基 準	<p>第71条 市長は、市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、当該卸売業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。</p> <p>2 市長は、仲卸業者の財産の状況が次の各号のいずれにも該当する場合において、市場における仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要があると認めるときは、仲卸業者に対し、当該仲卸業者の財産に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。</p> <p>(1) 流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が100パーセントを下回った場合</p> <p>(2) 資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率が10パーセントを下回った場合</p> <p>(3) 連続する3以上の事業年度において、経常損失が生じた場合</p> <p>3 市長は、市場における仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、仲卸業者に対し、当該仲卸業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。</p> <p>4 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、関連事業者に対し、当該関連事業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。</p>	
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)